

第29号議案

令和2年度蒲郡市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度蒲郡市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	382床
(2) 年間患者数	297,955人
入院患者数	115,705人
外来患者数	182,250人
(3) 一日平均患者数	1,067人
入院患者数	317人
外来患者数	750人
(4) 主要な建設改良事業	
建物設備改良工事費	16,000千円
器械備品購入費	1,062,981千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		8,993,700千円
第1項 医業収益		8,054,301千円
第2項 医業外収益		939,369千円
第3項 特別利益		30千円

	支	出
第1款 病院事業費用		9,112,200千円
第1項 医業費用		8,841,550千円
第2項 医業外費用		250,630千円
第3項 特別損失		20千円
第4項 予備費		20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額489,500千円は過年度分損益勘定留保資金489,500千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	1, 419, 700千円
第1項 企業債	910, 000千円
第2項 出資金	509, 400千円
第3項 固定資産売却代金	100千円
第4項 投資償還金	200千円

支 出	
第1款 資本的支出	1, 909, 200千円
第1項 建設改良費	1, 086, 058千円
第2項 企業債償還金	808, 587千円
第3項 投資	14, 555千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 事 項 | 蒲郡市看護師等修学資金 |
| (2) 期間及び限度額 | 蒲郡市看護師等修学資金貸与条例に基づき、令和2年度において貸与を決定した期間及び額 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 起債の目的 | 医療機器等整備事業費に充てるため。 |
| (2) 限度額 | 910, 000千円 |
| (3) 起債の方法 | 証書借入
借入時期は令和2年度中とする。ただし、事業の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて借入れることができる。 |
| (4) 利率 | 年利3.0%以内 |
| (5) 償還の方法 | 借入先の融資条件による。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- | |
|--------------------------------------|
| (1) 収益的支出の医業費用、医業外費用及び特別損失間の相互における流用 |
| (2) 資本的支出の建設改良費、企業債償還金及び投資間の相互における流用 |

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,758,242千円

(2) 交際費 1,400千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,314,740千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
器械備品	電子カルテシステム	一式

令和2年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木寿明